ていはく「我れ等闕に詣でむ間に及り、鍾の声絶えざらしめむと欲ふ」といふ。衆の僧願に随ひ、鍾を鳴し経を転み、門を開きて奉め拝むこと得しむ。既に使に従ひて参向で、授刀寮に禁められる。すなはち皇子の誕生せるに依りて、時に朝庭大に賀び、大に赦したまひ、天下に刑罰を加へず、反りて官禄を衆人に賜ふ。歓喜ぶること比無し。誠に知る、丈六の威光と誦経の功徳とを。

妻死にし夫の為に願を建て像を図絵きて験有りて火に焼けず異しき表を示す縁　第三十三

河内国石川郡の八多寺に、阿弥陀の画の像有す。其の里人云はく「昔此の寺の辺に賢婦有り。姓名伝はらず。其の夫死なむとする日に、斯の仏の像を造り奉らむことを願ふ。而れども縁貧しく遂げずして、多く歳月を経。終の秋に迄るごとに穂を拾ひ、すなはち画師を請へて、親づから載へ供養し、情を霑らむと泣き悼ぶ。画師矜みて、共同に心を発し、絵き絢り已畢りぬ。因りて済会を設け、すなはち金堂に置き、恒に為に敬ひ礼む。後に盗人火を放ち、其の堂みな焼く。ただし斯の仏のみ独存り、かつて損はること無し。此れすなはち婦人の共に咸に祐けらるるをや」といふ。賛にいはく「善きかな貞しき婦、遠を追ひて恩を報い、秋に迄りて会を設け、誠に其の孰を知る。炎火列しといへども、尊き像焚けず。上天の祐くる所にして、加護何にか論はむ」と。

絹の衣を盗ましめ妙現菩薩に帰願ひて倏に其の絹の衣を得る縁　第三十四

紀伊国安諦郡の信部寺の前に、昔一の家有り。絹の衣十、盗人に取らる。妙見菩薩に憑りて祈り願へども、盗まれし絹は木市の人に売られ、七日満たず。倏に猛風来り、厥の絹鹿に纏ひ、衣褒りて南を指して往き、主の家の庭に堕つ。衣の主得て、すなはち云はく「天の賜ふなり」といふ。買ひし人転へ聞き、すなはち盗まれし衣なることを知り、当頭きて求めず、宴嘿にして動かず。斯れまた奇異しき事なり。

葉集・六・九八、九九六、の左注によれば、さして重くない罪のものを一時禁錮する事にも使われた（松浦貞俊）。三 続紀・神亀四年「閏九月丁卯（二十九日）、皇子誕生焉」。底本訓釈「誕〈安世（礼か）末世利〉」。皇子は、母は藤原光明子、神亀四年（七二七）十一月二日に皇太子となるが、翌五年九月十三日に歿す。四 それどころか逆に。続紀・神亀四年十月条以下にみえる。

第三十三縁　あやしき表（しるし）の説話。今昔物語集・十二ノ十八に書承。

五 石川郡は、大阪府南河内郡、羽曳野市、富田林市あたり。八多寺は、石川郡波多郷（この郷名を載せる勘籍が存するが、郷域は不明）に存したか。六 季秋、の意か。阿弥陀仏、西方、秋、という連想にもとづくのであろう。七 落穂拾いと寡婦とのイメージの結びつきは、毛詩・小雅・大田にみえる。後漢書・范冉伝の「捃拾自資」の注に、麦の落穂を拾い集めて五斛を得た、とみえる。本説話のばあい、どれほどの量を得たのだろうか。画師を供養する程度の量か、それとも、下文の斎会（済会）もこの落穂でおこなったのだろうか。八 底本訓釈「悼悼（衍か）〈非（悲か）也〉」。九 底本訓釈「矜〈女□禰（女久弥か）〉」。「矜」メグム」（名義抄）。一〇 底本訓釈「絵絢〈上音恵反、下句（旬か）反〉」。一一 「斎会」に同じか。斎会は、僧に斎食（→上巻二十四縁）を供する法会。一二 仏殿。一三 観無量寿経・地獄猛火、化為二清涼風一」。一四 恩、焚、論、に押韻がこころみられている。一五 原文「追レ遠報レ恩」。「追レ遠」は、死者を憶うこと。「報レ恩」は、追善のおこない。追善を「報レ恩」とする例は、上巻三十縁、下巻二十五縁、など。下巻三十七縁には「為二彼恩霊一、修レ善贈レ福既畢」とみえる。

一四 賛にいはく 一五 善きかな貞しき婦、遠 一六 秋に迄りて 一七 炎火列しといへ 一八 上天の祐くる所にして、加護何にか論はむ 一九 絹の衣 二〇 盗ましめ 二一 妙現菩薩 二二 帰願ひて 二三 倏に 二四 憑りて 二五 絹の衣 二六 七日満た 二七 倏に猛風来り 二八 厥の絹鹿に纏ひ 二九 衣褒りて 三〇 南を指して 三一 主の家の庭 三二 買ひし人転へ 三三 当頭きて 三四 宴嘿にして

第三十四縁　今昔物語集・十七ノ四十八に書承。

一九 底本訓釈「絹〈可止利〉」。二〇 原文「令盗」。「令」が被動をあらわしているような印象を与えている。本書ではここだけにみえる例。二一 妙見菩薩。妙見菩薩像ではなく、北辰（北極星）をいうか。妙見菩薩、盗人、鹿、市、というイメージの結びつきは、下巻五縁にもみえる。二二 未詳。今昔は「私部寺」とする。この寺に妙見菩薩像が安置されている、とは書かれていない。二三 底本訓釈「祈〈伊乃利〉」。二四 未詳。下文よりすれば、寺の北に位置する。二五 七日間は願いがかなえられなかった。二六 底本訓釈「倏〈急也〉」。二七 底本訓釈「猛風〈川牟之加世〉」。二八 底本訓釈「厥〈□〉」。「厥」其也」（新撰字鏡）。二九 「かとり」が鹿（か）に取られる、というところに笑いがめざされている。三〇 衣がゆったりとしていることを、風に舞い上がっていることによって示している。底本訓釈「褒〈挙也〉」。三一 衣の主の立場でいうならば、盗まれた絹を北辰に祈ったところ北方より鹿が絹を運んで来た、ということになる。三二 そろってがやがや言って。底本訓釈「当頭〈川ミ女支天〉」。名義抄に「詢ツ、メク」とみえる「詢」は、「呴（鳥の鳴き声をあらわす）」の異体字であろう。「つつめく」は、おしゃべりする意であろう。もっと大きな声のばあいは、「どどめく」。「当頭」は、即時に、一斉にたちまちに、の意。即座に衆議一決するのであろう。三四 底本訓釈「宴嘿〈二合、竊也〉」。